生徒心得

信条: 真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、規律ある民主的な高校生としての本分を 全うする。学校は学問の研鑽に努め、もって健全な心身を練磨し、社会の形成者としての素養を培う場 である。生徒は自身の立場を自覚し、常に内なる可能性の実現に励み、人格を高め、品位を向上するこ とに努力できる者でなければならない。

1 服装等

- (1) 服装・頭髪は、清潔・質素・端正を心がける。
- (2) 制服及び着用方法は、別紙写真のとおりとする。 ※女子のスラックスの着用を可とする。
- (3) 学校指定の服であれば、自己の体調に応じて着用を可とする。但し、式典は正装とする。
- (4) 靴下は、スカート着用時は黒色のハイソックス(ワンポイント可)、スラックス着用時は華美でない ものとする。
- (5) 靴は、黒の無地の革靴を原則とする。登校後上履きは、学校指定のスリッパを使用する。
- (6) ベルトは黒色または茶色の革ベルトとする。
- (7) セーターは、学校所定のもの、または華美でない市販のものとし、ベスト・上着を着用時のみ可とする。但し、上着からはみ出さないものとする。
- (8) 防寒具の着用は、華美でないものとする。コート類の着用を希望する場合は、許可を得る。
- (9) 登下校の際の鞄は、華美でないものを各自で準備し携行する。
- (10) 頭髪は清潔、質素に整え、いっさい加工(染色、脱色、パーマ等)しない。
- (11) 女子の頭髪で肩より長い場合は、編むか華美でないヘアゴム等で束ねる。
- (12) 化粧をしたり、ネックレス、ピアス、指輪等のアクセサリーをつけてはならない。
- (13) 膝掛けの使用は認める。但し定期テスト期間中は原則その使用を認めない。
- (14) 授業の有無にかかわらず登下校の際には、原則として制服を着用する。
- (15) 特別な事由により異装を必要とする時は、異装を担任に申し出、許可を取る。行事等の場合は、 別に指示する。

制 服







2 礼儀・言葉遣い

普段から服装・態度・言動に注意し、以下のことを心掛ける。

- (1) 生徒間相互、教職員及び来校者の方々には会釈、挨拶をする。
- (2) 生徒間相互の会話は、粗暴な言葉に注意する。
- (3) 教職員・来校者との会話では、言葉遣いを正しくし、礼を失することのないように心掛ける。

3 校内生活

- (1) 教室の出入り、廊下の通行は静粛にする。
- (2) 校内での火気の使用は厳禁である。(部室等も含む)
- (3) 生徒は、ゆとりをもって登校し、作物管理・調査は始業までに完了させる。 欠席・遅刻する場合は、保護者から学校に連絡をする。
- (4) 遅刻した場合は、まず職員室に行き、出席黒板に理由、時間を記入する。
- (5) 早退、欠課、外出する時は、担任の許可を得る。早退をした場合は、帰宅後、速やかに到着の連絡を 入れる。
- (6) 登校後、止むを得ず外出する場合は、「外出許可証」に必要事項を記入し、担任の許可を得る。
- (7) 欠課する場合は、担任の許可を得る。
- (8) 保健室を利用する場合は、原則授業担当教師に連絡する。
- (9) 下校時刻は、16時45分を原則とする。但し、部活動等を行う場合は、顧問教師の指導監督の下で 行うこと。
- (10) 建物、器具、樹木等の公共物を大切にし、破損した場合は、直ちに届け出る。
- (11) 教室、体育館、農機具、その他公共物を使用したい時は、管理責任教師の許可を受ける。
- (12) 拾得物や遺失物は、担任又は生徒課へ速やかに届け出る。
- (13) 所持品には、必ず記名し、その管理は各自の責任において確実に行う。
- (14) 不必要な金品を学校へ持ってこない。また、必要があって持ってきた場合は担任に預ける等、管理に 充分注意する。
- (15) 校内自動販売機の利用にあたっては、マナーを守り、授業、その他学校生活に支障をきたさないよう にする。

4 校外生活

- (1) 飲酒、喫煙、薬物乱用、万引き等、法律に触れる行為をしてはならない。
- (2) パチンコ店、マージャン荘、ゲームセンター等の遊技場へは立ち入らない。 ただし、カラオケボックスは保護者同伴ならよいが、午後9時以降は同伴であっても禁止する。
- (3) 夜間外出は原則として午後9時までとする。(祭典の場合は午後10時まで)
- (4) 外泊は原則として禁止する。
- (5) 校外で公演(音楽・演劇・舞踊・祭典等)に参加する場合は、「届」を提出する。
- (6) アルバイトは、特別な事情がある場合にのみ認める。その時は「願」を提出して手続きをしなければならない。
- (7) 事故を未然に防止するため、特に水泳・登山・キャンプは一人で実施しない。
- (8) その他生徒としての本分に反する行為。

5 部活動及び同好会に関する規定

(1) 部活動の新設は、同好会の昇格による。ただし、人数・活動状況から判断する。

- (2) 部活動の存続は2名以上とし、2名未満の場合は、1年間を限度として存続を認める。 ※ただし、野球部は下田高校野球部として活動するため、この限りでないものとする。
- (3) 同好会の認定は、1年限りとし、次の条件を満たすものとする。ただし、予算は配分しない。 (同好会は部活動への昇格を前提とする。)
 - (ア) 会員が2名以上いること。
 - (イ) 施設等が確保できること。
 - (ウ) 適当な指導顧問教師がいること。
 - (エ) 運営予算等において無理がないこと。(受益者の高額負担等がないようにする。)

6 通学及び交通安全

通学の際は、公衆道徳を守り、交通規則を遵守する。

- (1) 自転車通学者は、次の点に注意する。
 - (ア)自転車通学を希望する者は「自転車通学許可願」を提出する。許可を受けた後、ステッカーを自転車 の後部に付けること。また、自転車は必ず施錠し、所定の場所に駐輪すること。
 - (イ)交通安全上支障があると認められる改造をしてはならない。また、整備された自転車を用いること。
 - (ウ)傘さし運転、二人乗り、無灯火、信号無視、一時停止違反、右側走行、並進等、交通規則に 反してはならない。右折・左折、道路横断時は、安全を確認する。
- (2) 電車、バス通学者は、車内のルールとマナーを守ること。
- (3) 歩行者は、交通のルール、マナーを守ること。
- (4) 車での送迎に関する規定(自主ルール)

校内への送迎車の乗り入れは禁止する。ただし、けが等で送迎しなければならない場合は、校内の駐車場までの送迎を認める。その場合はあらかじめ担任に連絡をしておくこと。

- (5) 二輪車の免許取得は禁止する。(三ない運動の推進)
- (6) 自動車学校入校(自動車免許取得)は3年生2学期の11月以降とする。
- 7 選挙運動、政治活動等に係わる規定
- (1)選挙運動を行う場合は、18歳の誕生日の前日以降でなければならない。
- (2) 学校の校内(敷地内)での選挙活動や政治的活動は禁止する。
- (3) 放課後や休日等に学校の構外(敷地外)で行われる選挙活動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒自らが判断して行う。

なお、その活動等が違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的なものになるおそれが高いものに は参加しない。特に、公職選挙法違反には十分注意する。

(4) 構外(敷地外)の選挙運動や政治的活動に参加する場合の学校への届けは不要とする。

8 願・届

願・届は所定の用紙を使用し、担任に提出する。

- (1) 「届」を提出しなければならない場合は次の通りである。
 - (ア) 校外活動等参加届
 - (イ) 住所、姓名、保護者の変更
 - (ウ) 伝染病罹患
- (2) 「願」を提出しなければならない場合(既述を除く)
 - (ア) 退学
 - (イ) 休学
 - (ウ) 復学

- (エ) 転学
- (才) 留学
- (カ) 旅行許可願(学割証発行申込書) 《海外旅行をする者は「旅行計画書」を提出》
- (キ) 各証明書の請求
- (ク) アルバイト
- (ケ) 自動車学校通学願
- (コ) 自転車通学許可願
- (サ) 異装届
- (シ) スマートフォン等持込許可願

スマートフォン等の校内持込について

- 1 許可条件
- (1) 防犯上の理由により必要と認められる者。
- (2) 帰宅等で家族に連絡が必要と認められる者。 ※スマートウォッチの持込は禁止とする。
- 2 許可後の条件
- (1) 学校の敷地内では電源を切ること(敷地内使用禁止)。
- (2) 敷地内では、鞄の中に入れておく。
- (3) 敷地外であっても、歩行中の使用は禁止とする。
- (4) トラブル防止のため、本人しか使用できないよう、セキュリティを掛けること。

3 手続き

(1) 保護者、生徒は許可条件や次の指導項目を理解の上、保護者の承諾をもとに「スマートフォン等持込許可願」を生徒課に提出する。

4 指 導

- (1) 上記2の許可後の条件に違反した場合は、保護者にも協力を依頼し指導する。
- (2) 校内で使用した場合には教員が預かり、指導の後、返却する。
- 5 校外での使用マナー
- (1) 電車やバスの中及び歩行中の使用はしない。
- (2) 自転車を運転しながらの使用は厳禁。
- (3) 周囲の人に迷惑や不快感を与えるような使用はしない。

(スマートフォン等所持について)

- 1 スマートフォン等の所持については、危険なサイトにアクセスしないなど保護者と約束しておく。 (フィルタリングをしておくことを推奨する。)
- 2 SNS、オンラインゲームなどの利用に関しては、細心の注意を払い、マナーモラルを守って安全に利用する。